

令和 3 年度

事業計画書

令和3年度 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会事業計画

I. 基本方針

今年度、本会は、『変革』と『挑戦』そして『基盤強化』の一年を迎えます。

昨年から続く新型コロナウイルス感染症による影響は著しく、地域のサロンや子ども食堂などの休止や縮小、国による生活福祉資金の特例貸付の断続的な延長、介護事業の現場をはじめ各職場での感染対策の徹底など、平時とは異なる対応を求められることで、職員の不安やストレスはかなり大きくなっています。また、長年にわたり担ってきた南老人福祉センターおよび南デイサービスセンターの指定管理業務を昨年度末で終えたことに加え、地域福祉の貴重な財源である貸衣装事業の収益はコロナ禍で落ち込みを見せており、さらには市の予算配分見直しに伴う本会への補助金や委託料の減額等により、新年度においては事業規模や予算の縮小、職員配置や経営の見直しが不可避であり、まさに『変革』が求められる中でスタートせざるを得ない状況となっています。

このような厳しい状況ではありますが、地域福祉推進の中核機関としての歩みを止めるのではなく、新たな『挑戦』を続けていくことが社協の使命であることは言うまでもありません。具体的には、今年度から湖東圏域1市4町を対象エリアとする「彦愛犬権利擁護サポートセンター」の受託を開始するほか、子どもの幸せへの願いや想いをみんなで応援する「子どもの幸せ応援基金」を新たに設置します。また、“ウィズコロナ” “アフターコロナ”を意識した地域活動における「オンライン活用」、より多くの地域での助け合い・支え合い活動の展開に向けた「学区別フォーラム」の開催、さまざまな背景や生きづらさを有する人への「アウトリーチ支援」や社会とのつながりをつくる「参加支援」の取組を推進していきます。

こうした『変革』と『挑戦』を支えるものが『基盤強化』であり、新年度においては「組織体制の強化」と「財源の確保」への取組を進めていきます。そのために、社協の2本柱である“地域支援”と“相談支援”を中心になって担う課として「地域支援課」と「相談支援課」を新設し、相互の強みを活かし合いながら連携協力して事業を推進していく体制を整えます。また、「共同募金」の事務局を地域支援課へ移し、募金の呼びかけから使い道まで、より一体的に推進および活用していく体制へ強化を図ります。さらには、他社協で実績のあるコンサルティングに依頼し「北デイサービスセンターの経営改善」を進めるなど、財源確保へつなげていく取組を行っていきます。

そして、こうした厳しい現状に向き合い乗り越えていくために何よりも大切なことは、部署や職階に関わらず、本会の職員すべてが一丸となることです。「“おたがいさん”の心でつくる温かいまち彦根」の実現に向けて進んできた私たち彦根市社協の底力が試されていると言っても過言ではありません。

最後に、令和4年度からは新たに「第2次彦根市地域福祉活動計画」がスタートします。策定過程においてより多くの声を聴きながら、10年先・20年先の彦根市を明るく照らす道標となるような計画づくりを進めていきます。

II. 令和3年度 重点事項4本柱

1 「我が事」の地域づくり・ひとづくり

(地域福祉推進事業の充実と推進)

「おたがいさんの見守り合い・助け合い・支え合い」のさらなる推進と拡充により、地域の福祉課題に対する予防と早期発見の実践を図るとともに、10年先・20年先を見据えて、住民が地域のビジョンや課題を話し合う機会を設け、「我が事」と捉えて解決を図っていく地域づくりを進めます。

また、子どもや高齢者といった世代や年齢に関係なく、そして、さまざまな障害や生きづらさ、困りごとのある人など、誰もが社会とつながり、さまざまな参加のカタチにより地域でいきいきと活躍でき、平時にも災害時にも生きるひとづくりを行います。

2 「福祉まるごと連携」の相談体制づくり

(相談援助、生活支援活動の充実と推進)

問題を複雑化、深刻化させないためにも、ニーズを早期に発見し、適切な相談支援につなぐ取組を進めます。併せて、自らSOSを発信しづらい人へのアウトリーチや寄り添い支援を行うことで、制度の対象になるかどうかに関わらず放っておくことなく、さまざまな相談機関とのネットワークを生かしながら、相談者の思いや背景を尊重し、寄り添いながらそのペースに合わせて考える伴歩型^{*}とも言うべき取組を進めます。

※「伴歩」という言葉は、「伴走」よりもさらにゆっくり寄り添うことを意味する造語です。

また、さまざまな困りごとに対応するため、地域住民による助け合いはもとより、地域包括支援センターや相談支援事業所等の多様な専門機関（職）、行政、団体との協働のもとに「まるごと連携」の相談体制の充実に取り組みます。

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方々などが安心して生活できるよう、権利擁護支援を行います。

3 介護保険、障害福祉サービス事業の充実

介護保険、障害者総合支援、介護予防・日常生活支援の安定した運営による質の高いサービスを提供し、高齢者、障害者が地域で安心して生活できるよう支援していくとともに、収益を地域福祉の推進にも役立てていきます。

4 組織基盤の整備と強化

社会福祉法改正に伴う「ガバナンスの強化」に引き続き取り組むとともに、事務局組織の適正な運営を進めるため、経営機能・財務規律および内部連携を強化していきます。

また、それぞれの分野において専門性を発揮できる人材の確保・育成に努めます。

Ⅲ. 事業計画

《重点項目：地域福祉推進事業の充実と推進》

○地域支援課事業

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：地域福祉推進事業]

1 地域福祉活動計画推進事業

「地域福祉活動推進計画」の活動理念である「“おたがいさん”の心でつくる温かいまち彦根」の実現に向け、「第1次計画・2ヵ年延長計画」に基づき市域全体における地域福祉を推進していくとともに、地域福祉推進委員会および策定ワーキング会議を開催し、令和4年度から開始する「第2次計画」の検討および策定を行います。

また、各学区（地区）で策定された「住民福祉活動計画」の具体化を図るため、各学区（地区）における地域支援を引き続き行うとともに、10年先・20年先を見据えた地域づくりの指針となる「第2次住民福祉活動計画」の策定に向け、推進会議や懇談会等の開催支援を行います。

- ・地域福祉推進委員会の開催 6月・9月・2月に開催予定
- ・「第2次地域福祉活動計画」策定ワーキング会議の開催 年4回
- ・「第2次地域福祉活動計画」の策定・発行【新規】 500部
- ・各学区（地区）「第2次住民福祉活動計画」策定会議・推進会議の開催支援
- ・各学区（地区）「第2次住民福祉活動計画」の策定・発行の支援【新規】
各学区（地区）全戸配布
- ・各学区（地区）「住民福祉活動計画」の推進に向けた取組への事業費助成

2 学区（地区）社協活動推進事業

各学区（地区）社協の活動の推進に向け会長会を開催し、学区（地区）間の情報共有と取組の活性化を図るとともに、各学区（地区）における地域福祉活動に要する事業費を助成します。

- ・定例学区（地区）社協会長会（年7回）
- ・学区（地区）社協活動助成
- ・いきいき安心推進事業助成
- ・敬老行事開催事業助成
- ・学区（地区）社協広報啓発事業助成

3 生活支援コーディネーター設置事業

地域へ積極的に入り込み、住民同士の交流の場や声かけ、居場所づくりや見守り合い・助け合い・支え合いの活動など住民主体によるあらゆる地域活動や社会資源の情報を収集し、地域における困りごとや福祉課題の把握を行うとともに、人と人、人と

活動・モノ・情報等のさまざまなコーディネートを行うことにより、住民のやりがいや生きがいにつながる活動や場、仕組みづくりを推進します。

また、市域や学区・自治会単位、事業所との連携など、さまざまな見守り合い・助け合い・支え合い活動が推進されるよう、地域のニーズや実情に合わせた情報や学び合いの場の提供、活動の立ち上げや定着に向けたサポートを行います。

さらに、住民や地域のさまざまな団体・機関等が、自らが暮らす地域の強みや福祉課題について話し合い、10年先・20年先を見据えた地域づくりを進めていくためのネットワーク（協議体）づくりを推進します。

これらの実践に向け、主に市域における取組を推進する“第1層生活支援コーディネーター”を1名、小学校区や自治会での取組を推進する“地域支え合い推進員（第2層生活支援コーディネーター）”を7名、配置します。

- ・第1層生活支援コーディネーターの配置 1名
- ・第1層テーマ別協議体（移動支援、生活支援など）の開催【拡充】
2テーマ×年3回
- ・地域支え合い推進員（第2層生活支援コーディネーター）の配置
7名（兼務7名）
- ・小学校区ごとの課題共有および協議の場づくりの推進
- ・地域におけるさまざまな居場所づくりや見守り合い・助け合い・支え合い活動の推進
- ・学区別「助け合い・支え合いフォーラム」の開催【新規】 5学区
- ・見守り合い協力事業所との連携強化 実施40事業所
- ・地域におけるサロンや金亀体操などの居場所に関する情報冊子の更新【新規】
1,000部作成
- ・保健と介護の一体的な実施との連携【新規】

4 見守り合い活動推進事業

つながりの希薄化等により地域で孤立することなく、平時や災害時に関わらず困ったときや助けてほしいときにSOSを発信でき、受け止められるようなつながりのある地域づくりを進めます。

市内の各自治会において“地域の課題や困りごとの早期発見”ができるよう、日頃からご近所をはじめ住民同士が気にかけて、見守り合う地域づくりや仕組みづくりを進めます。

- ・地域見守り合い活動推進助成（自治会向け） 実施50自治会
 - ※見守り合い活動+関係者による見守り会議の実施
 - ※新規立ち上げ 10自治会
- ・地域における困りごとの把握および解決や支援に向けた連携 随時
- ・あいさつプラスOne運動や見守り合い活動のPR資材・資料の作成【新規】

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：地域づくりボランティアセンター事業]

5 みんなの地域づくり推進事業

“地域丸ごと連携”の実現をめざし、住民個人や自治会、ボランティアグループ・NPO、民生委員児童委員、事業所等による“地域の課題や困りごとの早期発見”“助け合い・支え合い体制の構築”“多様なカタチのボランティア参加”を進めるため、「地域づくりボランティアコーディネーター」を配置し、地域や学校、企業等への出前講座や福祉教育、地域福祉活動における担い手づくりやボランティアニーズのマッチング、ネットワークづくり、地域福祉を推進する団体・グループの活動支援などの事業を推進します。加えて、“さまざまな背景や生きづらさを有する人の社会参加”を支援していくため、「参加支援員」を配置し、地域活動やボランティア活動での受入れの推進に向けた活動者・団体等への働きかけや福祉理解の促進を図るとともに、参加可能な場の情報収集および新たな場づくりを行う団体等へのサポートを行っていきます。

また、「ボラカフェ」を交流拠点として、ボランティア活動に興味のある人や活動者による情報交換、仲間づくり、情報発信を行うとともに、「プチ講座」の開催や「ボランティア募集キャンペーン」の実施、「ボランティア活動啓発リーフレット」の発行のほか、地域活動やボランティア活動におけるオンライン活用のサポートなどを通して、ボランティア活動のきっかけづくりを推進します。

これらの地域福祉やボランティアに関する取組の輪を広げていくことを目的に、企画運営をボランティア参加型で行う「ボランティア活動者交流会（仮称）」を新たに開催します。

さらに、地域での住民の生活を豊かにし、元気な生活を応援するとともに、さまざまな生活支援の一環とすることを目的に、移動外出支援車輛「おたがいさんさん号」や地域活動支援車輛「おたすけートラ（軽トラック）」、サロングッズや車いす、ベビーカー、チャイルドシート、地域活動や福祉学習用のテント、プロジェクター、マイクセットなどの「ふくしのまちづくり応援グッズ」の貸出しを行います。

- ・“地域の課題や困りごとの早期発見”“助け合い・支え合い体制の構築”“多様なカタチのボランティア参加”の推進

地域づくりボランティアコーディネーターの配置	9名（兼務9名）
福祉の出前講座、福祉教育の実施	
ボランティアニーズのマッチング	
ボランティア活動にかかるネットワーク構築意見交換会	
ボランティアグループ、福祉団体への活動助成	
福祉のまちづくり活動助成	モデル4事業

- ・“さまざまな背景や生きづらさを有する人の社会参加”の支援【新規】

参加支援員の配置	4名（兼務4名）
インクルーシブボランティアにかかる啓発資料の作成・情報発信	随時

福祉理解を深めるための講座（活動者・団体向け）の開催 年間1回
参加可能な場の情報の一覧化

新たな場づくりを行う団体へのサポート（情報提供、立ち上げ支援等）

- ・「ボラカフェ」「プチ講座」の実施 毎週金曜日午前
- ・「ボランティア募集キャンペーン」の実施【拡充】
- ・「ボランティア活動啓発リーフレット」の発行【新規】
- ・地域活動やボランティア活動におけるオンライン活用のサポート【拡充】
- ・「ボランティア活動者交流会（仮称）」の開催【新規】 11月下旬
- ・活動拠点づくりに向けた空き家活用
- ・市内モデル地区（5小学校区）における「丸ごと」の地域づくり推進【拡充】
- ・移動外出応援車両「おたがいさんさん号」および地域活動応援車両「おたすけートラ」、
「ふくしのまちづくり応援グッズ」の貸出し
- ・地域福祉の推進団体（市民児協連、身体障害者更生会）事務の実施
- ・「ふくしの店」による障害者作業所製作品のあっせん
- ・市内店舗等への「ひこねふくし活動応援募金箱」の設置
- ・ちょいボラ活動（ベルマーク、古切手、ペットボトルキャップ、プルトップ等の
寄付）の推進
- ・ボランティア活動保険の受付および加入促進
- ・火災り災世帯や困窮世帯等への緊急支援（見舞金、物資・食糧支援等）

6 災害に強い地域づくり推進事業

日本各地で自然災害が発生する中、いざというときに「助けて」と言い合える地域づくりの実現に向け、災害発生時に備えた防災・減災にかかる啓発やワークショップ（交流会）の開催、市より受託する「災害時避難行動要支援者制度」の登録推進等を通じて、日頃からの見守り合い・助け合い・支え合いの体制や仕組みづくりを進めます。

また、内閣府より昨年8月に、災害発生時に行政と災害ボランティアが連携して円滑かつ効率的に救助を推進するため、災害ボランティアセンターに係る費用について災害救助法の適用を受けることが示されたことを受け、災害ボランティアセンターの設置・運営等にかかる協議を市および関係団体と行い、協定書の締結を進めるとともに、災害発生時に即時対応が可能となるような人員の配置および必要備品の整備を図ります。

- ・災害時避難行動要支援者制度推進員の配置 1名（兼務1名）
- ・「災害にも強い地域づくり」ワークショップ（交流会）の開催
- ・学区や自治会向けの出前講座や防災訓練等における啓発
- ・地域での見守り会議の中での制度の周知および協力者探し
- ・災害時避難行動要支援者制度の受付および処理

- ・災害ボランティアセンター事業（防災訓練・啓発事業）の実施
市防災訓練時（8月）に実施予定
- ・災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書の締結【新規】
- ・災害発生時を想定した人員配置および必要備品の整備【拡充】

7 子ども・若者支援事業

さまざまな理由により課題や困難、悩みを抱える子どもや若者、その家族を対象として、地域における多様な居場所づくり（子ども食堂、学習支援の場、夜の居場所であるフリースペース、若者サロンなど）の充実と推進を図ります。

また、“幸せは子どもたちが今と未来を生きるために大切なもの”という願いや想いをみんなで応援するカタチとして新たに設置する「子どもの幸せ応援基金」を活用し、子ども・子育て世帯への応援を目的とする事業の実施やピアサポートの場やヒト、グループづくりを推進するほか、子どもに関わる活動団体への助成等を行うことにより、子どもの幸せへつながる多様な場や機会、活動等の充実を図ります。

- ・子ども・若者支援コーディネーターの配置 1名（兼務1名）
- ・地域における多様な居場所の立ち上げおよび運営支援
- ・子ども支援ボランティア養成講座の開催 年1回
- ・子ども支援活動者交流会の開催 年2回
- ・「子どもの幸せ応援基金」活用事業【新規】
 - ・子どもの居場所への参加支援（タクシー利用による送迎）
 - ・ひとり親世帯、外国人・障害のある親、障害のある子のいる世帯へのサポート（“ほっと安心できる場や存在”づくりにつなげていく気づきや学び、きっかけのための講座や交流会の開催）
 - ・子どもの幸せにつながる場や機会、活動等を行う団体へのクラウドファンディングのファーストチャレンジサポート助成
 - ・子どもの居場所づくり助成
 - ・ベビー&キッズ用品、学校必需品リユースの開催支援助成（子育て支援グループHotHot〜ほどほど〜主催事業（年3回程度）への開催支援）
 - ・フードバンク&フードパントリーの活動支援助成（フードバンクひこね活動（月2回）への支援）

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：社協運営事業]

8 彦根市社会福祉大会開催事業

社会福祉功労者への表彰および社会福祉協力者に対する感謝状を授与するとともに、被表彰者の活動を広く発信します。

- ・表彰等選考委員会の開催
- ・表彰状および感謝状の授与式の開催（11月下旬）

9 広報事業

身近な地域の福祉活動情報について、広報紙やSNS等を通して広く発信し、住民の関心の輪を広げ、福祉活動への参加へのきっかけづくりを目的に発行します。

また、これまで事業者へ一括で業務委託していた広報紙の発行について、印刷後の仕分け作業を分離し、市内の障害者作業所への委託を行ったり、一般就労が難しい方の社会的就労の場としての活用を行ったりすることで、障害や生きづらさ、福祉課題のある方等の社会参加の機会の提供および拡充へつなげていきます。

- ・広報紙「社協ひこね」の発行 年間4回（4、7、10、1月）
- ・広報紙「社協ひこね」の仕分け作業の障害者作業所への委託および社会的就労の場としての活用【新規】
- ・広報紙「社協ひこね」点訳・音訳版の発行 年間4回（4、7、10、1月）
- ・ホームページの運営
- ・SNS（ツイッター・フェイスブック・インスタグラム）の活用

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：善意銀行運営事業]

10 彦根善意銀行運営事業

市民の“何か地域の役に立ちたい”という温かい善意の気持ち（金品や物品）をお預かりし各種福祉活動に役立てるため、市内のさまざまなお店や企業の協力を得て「ひこねふくし活動応援募金箱」の設置を進めるほか、誰もが気軽に地域福祉活動へ寄付しやすい環境づくりに取り組みます。

また、集まった寄付は、市内におけるさまざまな助け合い・支え合いや社会参加・就労の機会確保のための財源として活用します。

○助け合い・支え合いの機会や活動の推進

- ・フードバンクおよび学用品、善意銀行倉庫の確保
- ・火災り災世帯や困窮世帯等への緊急支援（見舞金、物資・食糧支援等）
- ・車いす等の「ふくしのまちづくり応援グッズ」の修繕および整備

○社会参加・就労の機会確保の推進

- ・広報紙「社協ひこね」の仕分け作業の障害者作業所への委託および社会的就労の場としての活用【新規】
- ・就職面接のための身だしなみ支援、散髪支援の実施

[拠点区分：基金運営事業／サービス区分：福祉基金運営事業]

11 福祉基金運営事業

誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりの推進を目的に設置している福祉基金を活用し、市内におけるモデル的な取組や本会が実施する地域福祉事業の推進および充実を図ります。

- モデル的な取組の推進（福祉のまちづくり活動助成）
 - ・外出困難な高齢者等への買い物支援や生活しづらい方等への生活支援活動
 - ・引きこもりがちな高齢者や障害者、子ども・若者等が外出する機会の創出および地域と交流を図るための場づくり
 - ・災害弱者を支援するための体制づくりや福祉マップづくり
 - ・空き家等の活用による多様な住民のつながりをつくる拠点づくり
- 本会が実施する地域福祉活動の推進および充実
 - ・各事業の実施に対し必要に応じて活用

[拠点区分：基金運営事業／サービス区分：子どもの幸せ応援基金運営事業]

1.2 子どもの幸せ応援基金運営事業【新規】

“幸せは子どもたちが今と未来を生きるために大切なもの”という願いや想いをみんなで応援するカタチとして新たに設置する「子どもの幸せ応援基金」を活用し、子ども・子育て世帯への応援を目的とする事業の実施やピアサポートの場やヒト、グループづくりを推進するほか、子どもに関わる活動団体への助成等を行うことにより、子どもの幸せへつながる多様な場や機会、活動等の充実を図ります。

また、子どもの幸せ応援の実現に向け、より多くの共感と参加へつなげていくため、広く寄付の呼びかけを行うとともに、基金への親しみを感じてもらうために愛称を「はぴとも基金」とするほか、ロゴマークを一般から公募します。

- 子ども・子育て世帯への応援
 - ・子どもの居場所への参加支援（タクシー利用による送迎）
 - ・ひとり親世帯、外国人・障害のある親、障害のある子のいる世帯へのサポート（“ほっと安心できる場や存在”づくりにつなげていく気づきや学び、きっかけのための講座や交流会の開催）
- 子どもに関わる活動団体への応援
 - ・子どもの幸せにつながる場や機会、活動等を行う団体へのクラウドファンディングのファーストチャレンジサポート助成
 - ・子どもの居場所づくり助成
 - ・ベビー&キッズ用品、学校必需品リユースの開催支援助成（子育て支援グループ HotHot～ほどほど～主催事業（年3回程度）への開催支援）
 - ・フードバンク&フードパントリーの活動支援助成（フードバンクひこね活動（月2回）への支援）
- 小児難病救済見舞金の支給
- 寄付の呼びかけ
 - ・マンスリーサポーターの募集
 - ・キャッシュレス寄付の導入や共同募金テーマ型募金の実施の検討
- ロゴマークの募集および活用

[拠点区分：共同募金配分金事業／サービス区分：一般募金配分金事業]

1.3 一般募金配分金事業

赤い羽根共同募金（地域助成金）を活用し、福祉活動情報の発信や地域福祉の推進に取り組む団体の活動に助成します。

また、共同募金の事務局担当を、これまでの総務課から地域支援課へ移行し、募金の呼びかけから使い道まで、より一体的に推進および活用していく体制へ強化を図ります。

- 地域における見守り合い活動を推進する助成
 - ・見守り合い活動推進助成事業（対象：自治会）
 - ・あいさつプラス One 運動・見守り合い活動啓発資料の作成【新規】
- 多世代の居場所づくりを推進する助成
 - ・いきいき安心推進事業（助成事業/対象：学区（地区）社協）
 - ・子どもの居場所づくり助成事業
- 福祉情報を届ける助成
 - ・広報紙「社協ひこね」の発行（点訳・音訳を含む）年間 4 回
 - ・彦根市地域福祉活動計画・第 2 次計画の発行【新規】
 - ・各学区住民福祉活動計画・第 2 次計画の発行【新規】
 - ・彦根市社会福祉大会の開催
 - ・学区（地区）社協広報紙発行助成金
- 助け合い・支え合いの地域づくりを推進する助成
 - ・おたがいさんさん号・おたすけトラの貸出および関係車輛の運行
 - ・ボランティア活動啓発リーフレットの発行【新規】
 - ・生活困窮世帯への食糧支援（あったかごはん）【新規】
- 地域の福祉団体・ボランティア団体を応援する助成
 - ・彦根市民生委員児童委員協議会連合会助成
 - ・「社会を明るくする運動」彦根市推進委員会助成
 - ・当事者および家族支援を行う福祉団体助成
 - ・福祉活動を行うボランティア団体助成

[拠点区分：共同募金配分金事業／サービス区分：歳末たすけあい募金配分金事業]

1.4 歳末たすけあい募金配分金事業

歳末たすけあい募金を活用し、地域の実状や対象世帯のニーズに即した歳末時期における地域福祉の諸活動を展開するとともに、地域住民の参加による在宅福祉活動の強化を図ることを目的に助成します。

福祉のまちづくりに取り組む学区（地区）社協をはじめ、団体・施設等が歳末の時期（概ね 12/1 から 1ヶ月間）に行うさまざまな活動を支援していきます。

- ・歳末たすけあい運動地域福祉事業の実施（学区（地区）社会福祉協議会等）
- ・歳末福祉のまちづくり事業の実施（団体・施設・子育て支援団体）

[拠点区分：老人福祉センター運営事業／サービス区分：北老人福祉センター運営事業]

1 5 北老人福祉センター運営事業

地域住民と地域の諸団体・組織の参画と協働により、高齢者の各種相談、健康の維持・増進、趣味・教養・技能の向上など、住民のニーズに対応したシニア世代の居場所、気軽に立ち寄れる拠点づくりをめざします。

特に、今年度は新たな指定管理者受託期間5年の初年度にあたることから、これまでの取組を踏まえ、地域の拠点としての役割を果たせるよう適正な施設の管理運営を図ります。

・自主事業

いきいきチャレンジ事業、健康づくり・介護予防事業、シニア世代の居場所づくり事業、子育て親子の居場所づくり・異世代交流事業、ハピネスいきいきクラブの育成事業、広報・啓発事業

・相談事業

生活相談（随時）、健康・介護相談（随時・金亀体操実施日）、子育て相談（おもちゃ図書館およびハピネスひろばの開設日）

・施設の有効活用

自主クラブ活動・各種団体の会合等への貸館業務、電子浴の利用（常時）、入浴（月曜日・木曜日）、就職面接のための協力支援（浴室活用）、健康器具（エアロバイク・ルームランナー等）利用による健康増進

○総務課事業

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：社協運営事業]

1 6 小児難病救済助成事業

かつて難病と闘った森野ともや君に寄せられた住民のみなさんからの募金を原資とし、市内に在住する小児慢性特定疾病の患者とその家族を対象に、見舞金を支給します。（今年度からは、子どもの幸せ応援基金の活用事業に含める形で実施）

- ・見舞金の支給

30件

《重点項目：相談援助、生活支援活動の充実と推進》

○相談支援課事業

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：福祉総合相談事業]

1 総合相談体制整備事業

困ったときに相談できる窓口を明確化し、困りごとや課題の早期発見・対応へつなげていくことができるよう、多様な相談機会の確保に向けた体制および情報の整備を進めていくとともに、支援が必要な方へ相談窓口の情報が行き届くように体制と情報の整備を進めます。また、複合的な課題や既存の制度等ではこぼれ落ちる課題を抱える相談への個別支援を行うため、市関係所属および本会で構成する「まるごと連携コア会議」を定期開催するほか、多職種・多機関連携による支援が必要と思われるケースについて、外部機関や専門職、地域の関係者が一堂に会する「まるごと連携会議」を開催します。

相談機関の相談員同士の顔の見える関係づくり、相談スキルアップ研修、ケース検討等を実施することにより、多職種・多分野における連携体制を構築します。

個別支援を多職種・多分野連携により実践していく中で、それぞれの支援機関・団体が有する情報やノウハウの蓄積を図りながら連携体制を構築していくとともに、「まるごと連携」における課題整理を行うことで、より効果的な仕組みや不足する資源等の見える化を行います。

“彦根市におけるめざすべき総合相談体制”の提言内容の具体化に向け、アドバイザーおよび関係機関代表者による推進・実践会議を開催し、「まるごと連携」によるケース検討を通じた課題整理を行う中で見える化した“本市において不足する資源や仕組み、体制”について協議するため、課題別ワーキング会議を開催していきます。

さらに、自ら相談支援機関等へつながることが困難であったり、本人がニーズや課題を把握することが困難なために放置されたままになっていたりする世帯や当事者に対し、関係機関や地域の支援者等と連携しアウトリーチによる関係の構築と相談支援のきっかけづくりを個別に実施していきます。特に、中長期のひきこもり者など複数の機関や専門職が連携し時間をかけて関係構築を図りながら相談支援へつなげていくことが必要なケースに対し、医療・福祉・保健等の各分野の強みを活かしあうアウトリーチ支援チームの体制を構築していくため、相談支援包括化推進実践会議の課題別ワーキング会議において検討および実践を進めていきます。

困難化や長期化しているケースに対し、関係機関や地域の支援者等とともに粘り強い支援を行っていくと同時に、こうしたケースに至るまでに相談機関等へつながっていく体制（地域）づくりを推進していくため、第1層および第2層生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）とともに、自治会や学区等での「見守り合い活動」や「助け合い・支え合い活動」の推進を図っていきます。

さらに、国が示している「重層的支援体制整備事業」について、彦根市では令和4年度からの本格実施をめざしていることから、市における検討の場への参画および体

制強化を図っていきます。

・“多機関連携事業”の推進

- 相談支援包括推進員の配置 2名（兼務2名）
誰もが安心してどこかへ相談できる体制および情報の整備
「心配ごと相談」の常設 平日10時～16時（12時～13時を除く）
「無料法律相談」の定期開催 弁護士による無料相談
「困りごとや課題を抱える相談者をみんなで支える」とともに、「相談者に向き合う支援者をみんなで支える」ための体制の整備
「まるごと連携検討コア会議」の定期開催 毎月1回
「まるごと連携会議」の開催 随時
多職種・多分野における相談機関の連携体制の構築
「相談機関交流会」の開催 年3回
「まるごと連携」によるケース検討を通じた課題整理
「まるごと連携コア会議」「まるごと連携会議」の開催〔再掲〕

・“アウトリーチ支援事業”の推進【拡充】

- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置 3名（兼務2名）
SOSの発信力が弱い世帯や当事者等へのアウトリーチによる個別対応
アウトリーチ支援チーム体制の構築
困難化や長期化する前の早期発見、早期対応の体制（地域）づくりの推進

・彦根市相談支援包括化推進・実践会議の開催

年3回

課題別ワーキング会議の開催 2部会 それぞれ年4回程度

検討テーマ

- ・住民主体で困りごとを受け止める地域づくり
（モデル地区の取組推進＋専門職による地域支援チーム体制づくり）
- ・ひきこもり支援のネットワーク構築
（アウトリーチ支援チーム体制づくり、相談しやすい環境づくり）

・「重層的支援体制整備事業」の本格実施に向けた検討の場への参画【新規】

・「福祉まるごと連携サポートセンター（仮称）」の設置検討

2 地域福祉権利擁護事業

高齢や障害などの理由により、判断能力が十分でない方々が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助サービスや日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービス等の権利擁護に係る支援を行います。

・地域福祉権利擁護事業の実施

- 専門員および支援員の配置 専門員4名（兼務4名）
支援員3名（兼務1名）

3 生活困窮者支援事業

低所得者や失業者等の生活再建に向けたセーフティネットのひとつとして、滋賀県社会福祉協議会から事務委託を受け、継続的な相談支援と合わせて、生活費や一時的な資金の貸付けを行う総合支援資金のほか、教育支援資金、福祉資金等の貸付けを行います。また、生活困窮者自立支援への対応として、「生活つなぎ資金貸付制度」の継続実施に加え、就職面接時のスーツ無料貸出や散髪、入浴の支援を行うほか、課題を抱える相談者等への細やかな対応を図ります。

さらに、令和2年3月25日より、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減等でお困りの世帯に対し、緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付を実施しており、1世帯最大200万円を貸付けしています。今年度は、国や県の動向や方針に従いながら、受付期間の延長や再貸付等の相談に対応していきます。

- ・福祉相談員の配置 1名
- ・生活福祉資金、生活つなぎ資金の貸付相談による自立支援
- ・就職面接のための身だしなみ支援、散髪支援、入浴支援の実施
- ・困窮者への物資提供ルートとしてのリゾート(株)等との連携
- ・緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付の相談対応（新型コロナウイルス感染症の影響による収入減等の世帯への支援）

【拠点区分：法人運営事業／サービス区分：権利擁護サポートセンター運営事業】

4 権利擁護サポートセンター運営事業

令和3年度からは彦根市だけでなく、新たに愛知郡、犬上郡も圏域に加え、湖東地域1市4町の「彦愛犬権利擁護サポートセンター」として委託を受け、高齢者や障害のある方などが、判断能力が不十分になっても住み慣れた地域で変わることなく尊重されるとともに、持てる能力を活かして誰かを支える側になることで、その人らしく安心した生活を送れるよう支援を行い、彦愛犬圏域の住民の権利擁護の向上に資することを目的として運営を行います。

本年度はまず、新たに圏域となる近隣4町を中心に、行政職員をはじめ地域包括支援センターの職員や民生委員など福祉関係者の成年後見制度への理解を深めてもらうための研修等の機会を増やし、啓発用チラシの作成、町広報・社協だよりによる周知、さらには住民に向けた出前講座等も積極的に活用し、啓発に力点を置いた事業の推進に努めます。

また、権利擁護の取組の一環として、社協自身が法人として法人後見業務に取り組み、業務に対する知識やスキルを高め支援に厚みを加えていきます。このことは同時に、後見人が見つからない、あるいは家族間の紛争などを抱える困難事例の場合などに、将来的には社協の法人後見を通してカバーしていくことも期待され、強い覚悟も求められます。社協は、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）において、判断能力の不十分な人の権利を守ってきた経験があり、公共性・公益性の高い法人で

あることから、こうした取組は制度への信頼性と安心感を高めることになると考えています。

また、家庭裁判所においては、最高裁の見解を受けて親族後見を中心とする成年後見人の選任という流れがある中で、家庭裁判所の協力を得て親族後見人等が抱える悩みや不安などを共有し、その軽減・解消につながるような交流や情報交換の場を持ち、個人として孤立する親族後見人等への支援をしていきます。

また、市民後見人については、圏域の現状から後見人等が不足しているという実態にはありませんが、高齢化が進行する中で今後ますますニーズが高まると考えられ、市民感覚を生かした支え合いの地域づくりを進めていくため講座等を開設し育成に努めていきます。

- ・彦愛犬権利擁護サポートセンター運営委員会の運営【拡充】
- ・高齢者や障害者の権利擁護に関する相談
- ・虐待等への権利侵害への対応
- ・成年後見制度の利用についての相談
- ・圏域の福祉の専門職を対象とした成年後見制度の啓発【拡充】
- ・圏域の住民向け成年後見制度啓発ための講演会の実施【拡充】
- ・自治会などを対象とした講座の実施（オンライン・オフライン問わず）
- ・親族後見人等の交流会の実施
- ・法人後見事業運営委員会の開催

※権利擁護サポートセンター運営委員会と同時開催

- ・法人後見の受任開始【新規】 2件（上半期・下半期各1件）
- ・地域の権利擁護支援の担い手づくりの検討
- ・権利擁護のための地域連携ネットワークづくり

[拠点区分：地域包括支援センター運営事業／サービス区分：包括ハピネス運営事業]

[" " /サービス区分：包括ひらた運営事業]

[" " /サービス区分：包括いなえ運営事業]

5 地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センター（ハピネス・ひらた・いなえ）においては、市内6地域のうち3地域の地域包括支援センターを市より受託しており、高齢者を中心に市民の介護や福祉、保健、医療等生活全般における総合相談窓口として、心身の健康保持、生活の安定のために必要な援助を行うとともに、地域の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援し、地域包括ケアシステムの構築に向けて各事業を実施します。

また、各事業の円滑で効果的な推進をめざし、住民や介護保険事業所、医療機関、行政等多様な関係機関との連携を深めるよう努めます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域包括支援センターとして必要な訪

問活動や集まりの場等への支援が難しくなっている部分はあるつつも、感染予防に細心の注意を払いながら取組を進めます。

地域包括ハピネス 西中学校区 (城西・城北)

地域包括ひらた 中央中学校区 (金城・平田)

地域包括いなえ 稲枝中学校区 (稲枝東・稲枝西・稲枝北)

- ・包括的支援事業〔必須事業〕

(総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント)

- ・介護予防事業

(金亀体操 (出前講座、体操講座、体操講座フォローアップ)、ほっとかない認知症出前講座)

小グループで行い、個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定します。利用者の心身の状況に応じて、身体機能および生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定し、より利用者の生活意欲を増進し、自立支援に資する機能訓練を実施します。

同じく介護報酬改定の主力課題である感染症や災害への対応力強化についても、利用者の健康観察や環境整備を引き続き十分に行います。新型コロナウイルスをはじめ感染症に対して日頃から備え、利用者に必要なサービスが安定的、継続的に提供される体制を構築します。

- ・通所介護事業
- ・介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス
- ・自費サービスの提供(要支援認定の方)
- ・地域での体操教室の実施

《重点事項：組織基盤の整備と強化》

○総務課関係

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：社協運営事業]

経営組織のガバナンス強化に取り組むとともに、理事会、評議員会を適宜開催し、組織全体のマネジメント機能を高めるよう努めます。また、事務局組織の適正な運営を図るため、経営機能・能力、内部連携の強化を図っていきます。引き続き、役員および職員への計画的な研修を実施し、一人ひとりの資質向上をめざし、協議体としての組織運営とコスト管理を意識した財政運営を図ります。

- ・法人運営体制の充実
 - 1) 理事会、評議員会の開催
 - ア) テレビ会議システム等を利用した決議方法の導入の検討
- ・事務局体制の充実
 - 1) 税理士・社労士・弁護士等の専門家と連携した経営機能・能力の向上
 - 2) 質の高い人材の確保および育成
 - 3) 内部研修の充実と組織人、専門職としての研修の実施、外部研修への派遣
 - 4) 人事評価制度についての検討
 - ア) 職員の勤務状況や能力を評価し、給与管理、異動配置に反映する仕組みを検討する
 - 5) 内部連絡会議の開催による連携体制の強化
 - ア) 連絡調整会議
 - イ) 衛生委員会
- ・会費の使途の見える化等による会員増強
 - 1) 重要財源であることのPRと呼びかけ強化
 - ア) 賛助会費について、市内の福祉施設・団体をはじめさまざまな団体に呼びかけ共感を得ながら安定財源の確保に努める
 - イ) 協力団体等について「社協ひこね」やホームページ等で公表し、地域福祉活動への協力の感謝の表明と、協力団体であることのPRを行う

《衣装貸付事業（収益事業）》

[拠点区分：衣装貸付事業／サービス区分：衣装貸付事業]

組織の安定した経営を図り、継続的な地域福祉活動財源の獲得を通して地域福祉が推進できるよう、貸衣装事業に取り組みます。また、貸衣装利用者からのニーズが高い第2土曜日の終日営業を継続し、利用者の要望に応えます。

社協広報(社協ひこね)の各号裏面をカラーで、また湖東地域のタウン誌「こんきくらぶ」の定期掲載により広報活動を強化することによって売り上げ増となるよう努めます。